

## 水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の改定について

現場代理人の常駐義務の緩和措置については、平成30年4月1日より、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、他の工事との現場代理人の兼務を認めているところですが、この度、兼務対象工事の取扱いについて、下記のとおり要領改正を行いますのでお知らせします。

改正の施行日は、令和5年4月1日からとし、改正前に現場代理人を兼務している工事を除き、全ての工事について適用の対象とします

現 行 制 度	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の全ての要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場に常駐する義務を緩和し、他の工事との現場代理人の兼務を最大2件（兼務工事の中に、工事目的物の現場施工が完了した工事が含まれる場合は最大3件）までできる。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>仕様書等において兼務が認められている工事（兼務工事が市以外の発注の場合は、発注者から兼務の許可が得られている工事）</li> <li>当該建設工事、兼務工事の各契約予定価格が4,000万円未満（税含む）</li> <li>兼務工事の場所が市内</li> <li>直接的雇用関係のある連絡員を各兼務工事に配置し、現場代理人が常駐しない工事現場に滞在させる（現場施工が完了した工事については、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合を除く）。</li> <li>兼務配置の停止期間中でない。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の全ての要件を満たす場合（低入札価格調査制度の調査対象となった工事を除く。）は、現場代理人の工事現場に常駐する義務を緩和し、他の工事との現場代理人の兼務を最大2件（兼務工事の中に、工事目的物の現場施工が完了した工事が含まれる場合は最大3件）までできる。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>仕様書等において兼務が認められている工事（兼務工事が市以外の発注の場合は、発注者から兼務の許可が得られている工事）</li> <li>当該建設工事、兼務工事の各契約予定価格が4,000万円未満（税含む）</li> <li>兼務工事の場所が市内</li> <li>直接的雇用関係のある連絡員を各兼務工事に配置し、現場代理人が常駐しない工事現場に滞在させる（現場施工が完了した工事については、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合を除く）。</li> <li>兼務配置の停止期間中でない。</li> </ol>

【問い合わせ先】

契約検査課審査係電話：029-224-1111(内線)1551